

(仮称)青森県野辺地町地点風力発電事業に係る
計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、エコ・パワー株式会社が、青森県上北郡野辺地町及び東北町において、最大で総出力30,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの普及の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域の周辺には、ガン・カモ類の渡来地として日本の重要湿地500に選定された小川原湖湖沼群が存在する等、渡り鳥の渡り経路となっているほか、オオタカ等の希少猛禽類の繁殖が確認されていることから、本事業の実施に伴い、これらの鳥類等への影響が懸念される。

また、事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在し、工事中及び供用時における騒音等及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が設置済及び環境影響評価手続中であることから、累積的な環境影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、事業実施想定区域からの絞り込みに際して環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が設置済及び環境影響評価手続中であることから、累積的な環境影響が懸念される。このため、これら風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

1.(2)並びに2.(1)及び(2)及び(3)により、騒音等及び風車の影による影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月、環境省)及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影の影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、ガン・カモ類の渡来地として日本の重要湿地500に選定された小川原湖湖沼群が存在する等、渡り鳥の渡り経路となっているほか、希少猛禽類の生息地となっている可能性がある。このため、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類の生息及び渡りへの重大な影響が懸念されることから、これら鳥類への重大な影響を回避するため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。特に、地域特性上重要と考えられる渡り鳥等の鳥類について、高度も含めた飛翔の経路を客観的に把握できるよう適切な時期・時間帯、回数、区域及び調査方法により調査を実施し、渡りの経路及び餌場への移動経路を明らかにした上で、影響を予測及び評価すること。その結果を踏まえ、重大な影響が懸念される場合は、主な経路を避けるとともに可能な限り距離を確保した上で、必要に応じ追加的な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

なお、猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課)を踏まえて行うこと。